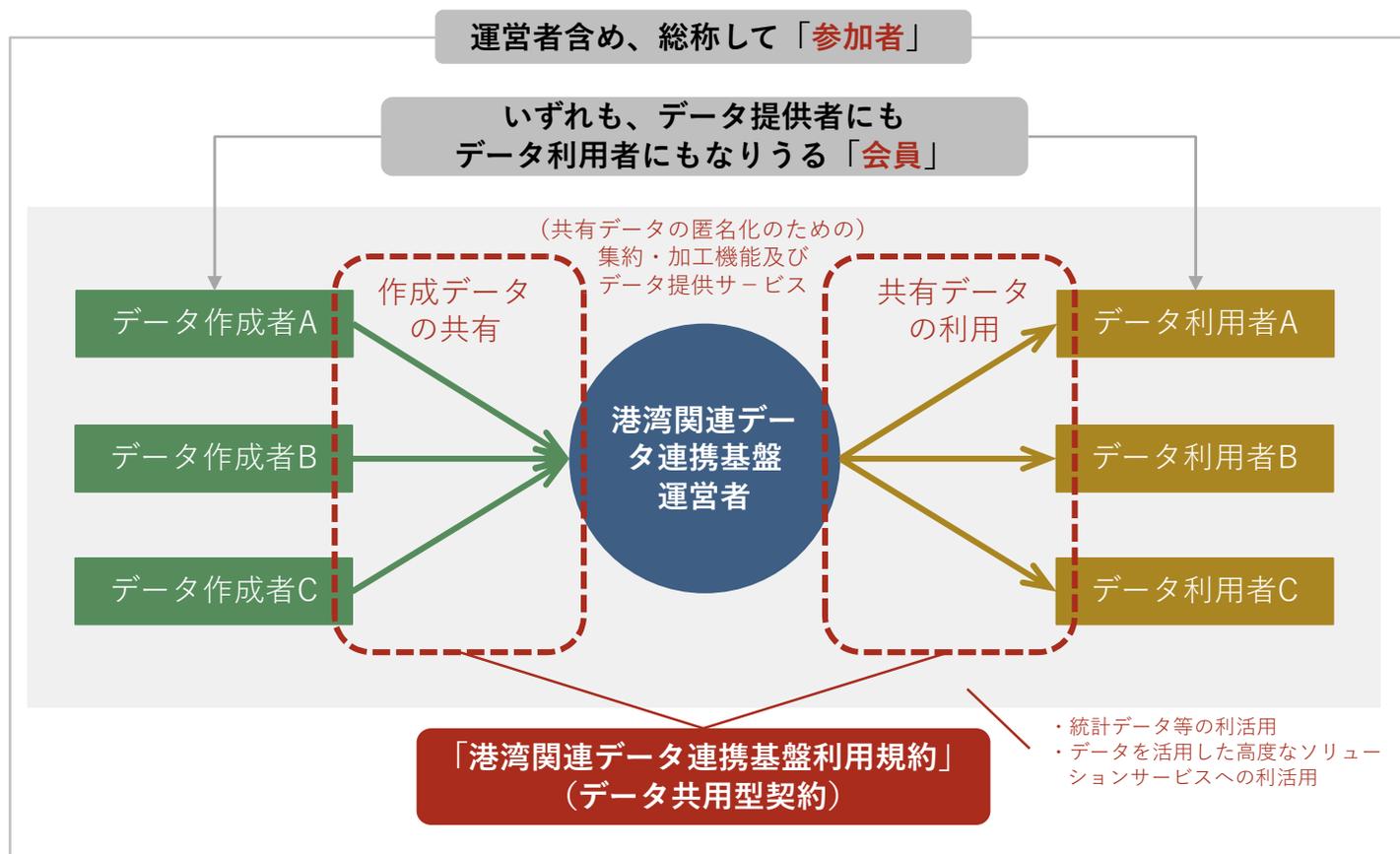


## 港湾関連データ連携基盤の運用に向けて

---

# 運用に向けた規約の検討について

- 港湾関連データ連携基盤の利用開始にあたっては、利便性のみならず、安全性・信頼性を確保するため、運用ルールの明確化が必要となる。
- 他方、多様な関係者の利用が想定される中、各利用者と運用ルールを個別に調整することも非効率である。
- このため、想定される関係者との調整のもと、利用範囲や責任の所在等について予め明示しておくことを目的に、データ作成者、データ利用者及び基盤の運営者の間で包括的に適用される「規約」を整備することとする。



# 規約検討の主要論点と考え方

- 民間事業者間の貿易手続データを取り扱う港湾関連データ連携基盤の特性に鑑み、規約を検討する際の主要論点及びその考え方を以下のとおり整理した。
- 本整理事項を踏まえ、今後、規約の具体化を進めていく。

## 規約における主要論点及びその考え方

### (1) 営業秘密情報、個人情報を含むデータの取扱い

- データ作成者が利用権限を設定した範囲内でのみ、データ利用者によるデータの利用が可能である旨を明記
- データに個人情報が含まれている場合でも、上記と同様の範囲で利用される旨を明記
- 以下(3)の場合を除き、当該データについては基盤運営者もアクセスできない旨を明記

### (2) データ利用者のデータ管理責任

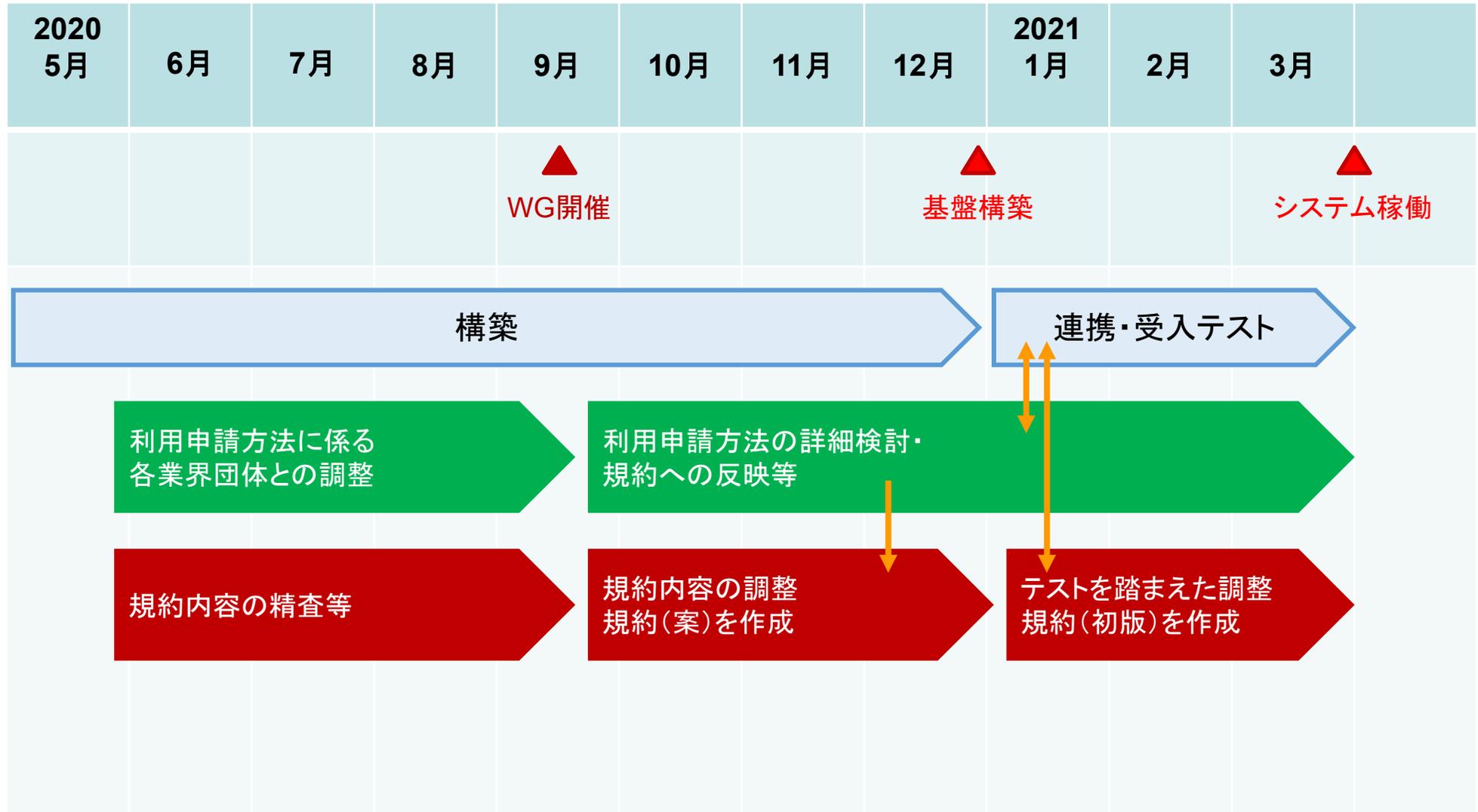
- データを適切に管理・保管することとし、データ利用者が自らの責任のもと委託を行った事業者を除き、第三者に開示してはならない旨を明記

### (3) 基盤運営者の責任及びデータ活用等

- 港湾関連データ連携基盤において、必要なセキュリティの確保とデータの適切な管理を実施したうえで、データの正確性、最新性、安全性については、基盤運営者として保証するものではないこと(注:基盤運営者であっても個別のデータの内容に対して閲覧・干渉等ができないため)を明記
- 個人情報については、関係法令に基づき、適切に管理する旨を明記
- 基盤運営者等は、基幹統計や一般統計の作成等に資するため、港湾関連データ連携基盤のデータを集計・加工し、匿名化された統計データとして出力することが可能である旨を明記

# 規約の検討・調整に関するスケジュール

- 2020年末の基盤構築、2021年度からのシステム稼働に向け、関係者とも調整しながら、以下の通り、規約の検討・調整を進めていく。



# 利用促進期間、運営組織による運用期間の運営方針

- 2020年12月までに港湾関連データ連携基盤を構築した後、連携・受入テストを行い、2021年度頃から利用促進及び機能改善を実施する。この際、利用料は、原則徴収しないことを想定している。
- 運営組織による運用体制の確立以降、利用料の徴収を想定している。

